

2-1-1 県消防防災総合センターの概要

○施設の概要

- ・平成4年10月、栃木県消防学校の移転にあわせて、栃木県防災館及び備蓄倉庫等を設置し、防災教育、研修及び資機材等備蓄拠点施設としての役割を持つ。

○所在地 〒321-0414 宇都宮市中里町248番地

○敷地面積（総面積） 41,953.63㎡

○交通案内 JR宇都宮駅から北へ約1.4km

JR氏家駅から西へ約7km

JR宇都宮駅西口から関東バス利用約30分



(玉生・中里原行き、中里原十文字下車徒歩5分)

◎備蓄倉庫等の状況

● 現物備蓄

2-5-1 県および市町の現物備蓄の状況 防災センター欄のとおり

◎栃木県消防学校（TEL 028-674-4841 FAX 028-674-1518）

消防職員及び消防団員に対し消防の責務を正しく認識させるとともに、最近の消防を取り巻く環境の変化に対応できる知識・技能の修得及び資質の向上を図る教育訓練を実施し、地域社会の福祉増進に寄与する消防職団員を養成する。

※学校において行なう教育訓練の種類、対象、内容及び期間

教育訓練の種類	教育訓練の対象及び内容	教育訓練の期間	
消防職員	初任教育	新たに採用した消防職員のすべてに対して行う基礎的教育訓練	6月以内。ただし、校長は、必要があると認めるときは、この期間を変更することができる。
	専科教育	現任の消防職員に対して行う特定の分野に関する専門的な教育訓練	校長が定める期間
	幹部教育	幹部及び幹部に昇進させる予定の者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練	校長が定める期間
	特別教育	初任教育、専科教育及び幹部教育以外の教育訓練で、消防職員に対して特別の目的のために行うもの	校長が定める期間
消防団員	基礎教育	消防団員として実務経験が概ね3年に満たず、消防学校における教育訓練を受講したことの無い者に対して行う基礎的な教育訓練	校長が定める期間
	幹部教育	幹部及び幹部に昇進させる予定の者に対して行う消防幹部として一般的に必要な教育訓練	校長が定める期間
	特別教育	基礎教育及び幹部教育以外の教育訓練で、消防職員に対して特別の目的のために行うもの	校長が定める期間

◎栃木県防災館（TEL 028-674-4843 FAX 028-674-4845）

パネルや模型等の展示、映画等の上映のほか、体験施設を使って地震・大風・大雨・煙の迷路を体験し、防災に対する正しい知識を身につけることができる。

●主な施設

- ・視聴覚室 ビデオ等による防災関係映画等の視聴
- ・地震体験室 関東大震災等過去の大地震の再現のほか、震度7までの地震を体験
- ・大風体験室 風速30メートルまでの強風を体験
- ・大雨体験室 雨量を3段階に設定でき、滝のような豪雨を体験
- ・煙の迷路体験室 煙の充満している迷路のような部屋から誘導灯を頼りにした脱出を体験

●開館時間 午前9時30分から午後4時30分まで

●休館日 毎週月曜日（月曜日が休日又は栃木県民の日の場合は、その翌日）
 年末年始（12月28日から1月4日）

※ただし、装置の点検などのために臨時に休館することもある。

●入館料 無料